

迷惑電話防止機能付き 電話機等の購入費の 一部を補助します！



消費者庁
イラスト集より

振り込め詐欺等の特殊詐欺、悪質な電話勧誘販売による消費者被害を未然に防ぐため、『**迷惑電話防止機能がある固定電話機**』または『**迷惑電話防止用の外付け機器**』の購入費用の一部を補助します。

補助対象者条件

次の①～③のすべてに該当する方が対象です。

- ①阿波市に居住し、住民登録がある65歳以上の方
- ②補助対象機器を購入の方
- ③市税を滞納していない方

申請受付期間

令和8年5月1日(金)から令和9年1月29日(金)まで

※先着順に受付し、予算額に達し次第終了となります。



消費者庁イラスト集より

補助対象機器

(公財)全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯電話(優良迷惑電話防止機器)で、次の①②いずれかに該当する機器

- ①自動応答録音機能付きの固定電話
- ②固定電話に外付け可能な自動応答録音機能がある機器



※自動応答録音機能とは…電話の着信時に自動で、通話内容を録音する警告メッセージが流れ、警告音が終わると電話機の呼び出し音が鳴り、自動で通話内容が録音される機能です。

※対象機器について不明な場合は、事前に当センターまでご相談ください。

●下記の①～⑥については**補助対象外**となります。

- ①ファックス
- ②携帯電話
- ③スマートフォン
- ④アプリ
- ⑤中古品
- ⑥通信販売で購入した機器

●**令和8年5月1日以降に店舗等で購入した機器で、購入後3月を経過していないものが対象です。**



注意事項

補助金額

購入金額の2分の1(100円未満切り捨て)、**上限額1万円**
附属品の追加購入や通信サービス料等は対象にはなりません。
補助金の交付は1世帯1台限りです。



お問い合わせ
申請窓口

阿波市消費生活センター(阿波市役所1階)
〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田201-1

TEL : 0883-30-2222
FAX : 0883-30-2223

申請の流れ



1 対象機器を購入

対象機器を購入し、以下の機能が作動するように設置してください。

- ・自動で相手に通話を録音する旨のメッセージが流れること。
- ・自動で通話を録音できること。

2 申請書兼請求書に必要事項を記入し、添付書類を添えて提出

迷惑電話防止機能付電話機等購入補助金交付申請書兼請求書に必要事項を記入してください。

次の1～3の書類を添付し、消費生活センターへ提出ください。

- 1 領収書の写し(申請者の氏名・購入日・購入品目・金額・購入店舗等の記載があるもの)
- 2 購入機器の機能が確認できるカタログまたは取扱説明書の写し
- 3 保証書の写し

3 設置確認

申請書類を提出後、消費生活センターから申請者宅に機器設置確認のため電話をします。

4 審査の後、交付決定

申請書類等を審査し、不備等がなければ交付決定通知を送付します。

5 補助金の振込

指定の口座へ、補助金を振り込みます。交付決定後、1カ月程度要する場合がありますので、ご了承ください。



ご注意

- ・申請の受付は、予算額に達し次第終了となります。
- ・転売や返品等が発覚した場合は、補助金を返納していただきます。
- ・補助金交付後、市からアンケートを送付しますので、ご協力をお願いします。



～詳しくは、阿波市ホームページをご覧ください～

ホームページ <https://www.city.awa.lg.jp>



阿波市観光大使
あわみちゃん